

ほけんだより 4月

令和8年4月7日

横浜市立山内小学校



ご入学・ご進級おめでとうございます！


新しい学年がスタートしました。みなさんが毎日笑顔で元気に過ごせるよう、保健室ではお手伝いしていきます。元気が出ないときやケガをしたとき、心やからだのことで困ったときは、いつでも来てください。「ほけんだより」では保健に関する行事や心とからだの健康についてお知らせしていきます。

保健室に行くとき




担任の先生やクラスの人に伝えてから行きましょう。理由も伝えておきましょう。

保健室に入るとき



あいさつをしましょう。休んでいる人もいるので、声の大きさに気をつけて。

けがをしたとき



すり傷など、傷の周りの土やよごれを水道で洗ってから来てください。痛むときには無理せずに！

悩みごとがあるとき

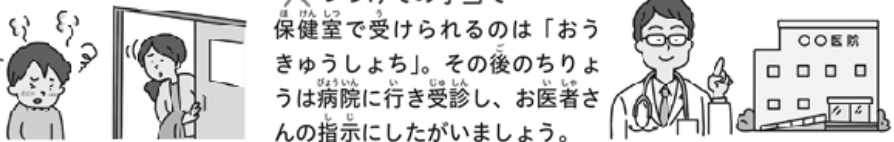



からだのこと、心のこと、気になることがあるときは、相談にきてください。

保健室でできないこと…

×長い時間の休よう
保健室で休むことができるのは短い時間だけ。教室にもどることがむずかしいときは、おうちの人のおむかえで「そうたい」になります。

×つづけての手当て
保健室で受けられるのは「おうきゆうしょち」。その後のちりようは病院に行き受診し、お医者さんの指示にしたがいましょう。



校医の先生方を紹介します	内科 …… 中山 麻里 先生 (えのきがおか内科医院)	
	耳鼻科 …… 五味 潤 先生 (たまプラーザ南口耳鼻咽喉科)	
	眼科 …… 小野 恵都子 先生 (恵愛眼科)	
	歯科 …… 服部 真人 先生 (服部歯科医院)	
	薬剤師 …… 波紫 祐哉 先生 (あす香薬局)	

けんこうしんだん

健康診断があります

日にちについては学年だよりで確認してください。

発育測定

ぜんがくねん
全学年

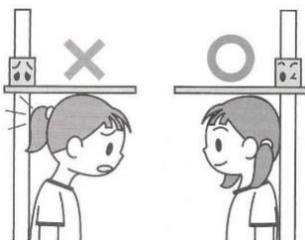
身長と体重を測ります。体育着を着ます。

正確に測るために、

ポニーテールや頭の上

で結ぶような髪型は避け

てください。



聴力検査

1、2、3、5年

オーディオメーターという

機器を使って、高さの違う

2種類の音（1000ヘルツ、

4000ヘルツ）が聞こえるか

を調べます。



視力検査

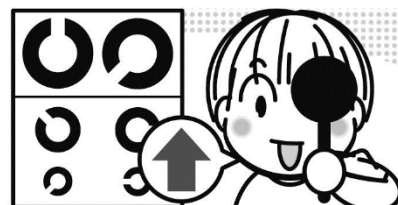
ぜんがくねん
全学年

ハンカチで片目ずつかくして、おおよその視力を調べます。0.3と

0.7と1.0が見えるかを検査し、結果はA（1.0以上）、B（0.7～

1.0未満）、C（0.3～0.7未満）、D（0.3未満）の四段階でお知らせ

します。めがねを持っている人は、かけて検査します。



- 校医による健診や尿検査などは5月以降に予定しています。

保護者の方へ

- 新学期のスタート、子ども達は元気に見えても実は緊張していて、心もからだも疲れやすくなっています。生活リズムを整えるとともに、からだの不調があるときは、無理せずにゆっくり休ませてあげてください。気になることがありましたら、お気軽にご相談ください。
- 学校における健康診断は、お子様一人ひとりの発育・健康状態を把握し、充実した学校生活を過ごすために行われるものです。校医による治療ではありませんので、ご理解のほどよろしくお願い致します。また、持ち物や服装など、ご協力をよろしくお願い致します。
- 『治療のすすめ』が配付されましたら、早めに専門医に受診され、結果をお知らせください。『受診報告書』は眼科（視力）、歯科を除き保護者の方が記入してください。
- 健康診断の結果については、全ての健康診断終了後にお渡しいたします。大切な成長の記録ですので、ご家庭で保管されるようお願い致します。
- 学校管理下（登下校中を含む）での思わぬけがの共済制度として、日本スポーツ振興センターがあります。けがをされた場合は担任または養護教諭までご相談ください。
学校管理外（家の中や、休日等）でのけがについては、横浜市安全教育振興会の見舞金給付の対象になる場合があります。担任を通して副校長までご相談ください。

令和8年度 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度加入のお知らせ

横浜市教育委員会

★ 日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」とは

学校では、児童生徒が健康で安全な学校生活を送ることができるよう、十分な注意をしていますが、それでも学校内で思わぬケガをすることがあります。このような場合に、医療費や各種の見舞金を給付する制度が、独立行政法人日本スポーツ振興センターが法に基づき実施する公的な災害共済給付制度です。加入は原則として任意ですが、横浜市では毎年、多くの方々が加入して、医療費などの給付を受けています。(横浜市の令和7年度加入率：約97%)

★ 給付が受けられる範囲

授業中や課外指導中はもちろんですが、休憩時間中、遠足など特別活動中、通学(登下校)中での事故による負傷・疾病なども災害共済給付の対象となります。ただし、交通事故のように、他から損害賠償等を受ける場合は、その限度において給付が行われません。

★ 給付の種類、額について

- ・ケガなどで病院の診療を受けた場合は、総医療費(健康保険法に基づく保険診療分)の4/10(窓口自己負担分の3割+総医療費の1割)相当分が給付されます。なお、療養に要する総医療費の合計が5,000円に満たないものや、高額療養費として健康保険組合などから還付される分は除外されます。また、入院差額ベッド代や差し歯など健康保険の給付対象とならないものも除外されます。
- ・ケガなどにより、後遺症が残った場合は、その程度に応じて4,000万円(1級)から88万円(14級)の見舞金が支給されます。(ただし、登下校中の場合は、半額になります。)
- ・死亡した場合は、その状況によって、3,000万円の見舞金が支給されます。(ただし、運動などの行為と関連しない突然死及び登下校中の場合は、半額になります。)
- ・負傷等の初診から最長10年間申請できるため、中学校卒業や、市外に転出等によって、医療助成制度(小児医療助成制度等)対象外になった場合でも、治療が継続していれば申請、給付が可能です。
※ただし、受診した月から2年間請求を行わなかった場合は、時効により給付が受けられなくなります(受診した月ごとに時効が起算されます)。

★ 医療助成制度(小児医療助成制度等)の医療証をお持ちの方

学校管理下での負傷又は疾病など、災害共済給付制度の給付対象となる場合は、災害共済給付制度を優先してご利用ください。原則として、他の医療助成制度(小児医療費助成制度など)は利用せず、いったん医療費の自己負担額分をお支払いいただきますようお願いいたします。

★ 掛金について

保護者等負担額460円(年額) (横浜市教育委員会負担額475円)

掛金の領収書は一括して学校長あてに発行します。各保護者あてには発行しませんので、ご了承ください。

【制度の詳細はこちら】

独立行政法人日本スポーツ振興センター ホームページ (災害共済給付 Web 保護者の方へ)
<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/seido/tabid/60/Default.aspx>

